（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	［新設］	［新設］
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。